

令和3年12月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和3年12月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

会 計 管 理 者 鈴 木 正 義
財 政 課 長 和 田 暢 祥
水 道 課 長 古 西 弘 一
・連絡員
総 務 部 参 事 片 岡 和 久
秘 書 広 報 課 長 田 中 和 彦

○教育委員会

・議案説明者
教 育 長 加 曾 利 佳 信
教 育 次 長 関 貴 美 代

○農業委員会

・議案説明者
農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 澤 孝 行

○代表監査委員

・議案説明者
監 査 委 員 事 務 局 長 柿 沼 典 夫

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日 野 原 広 志
副 主 幹 須 賀 澤 勲
主 査 渋 谷 佳 子
主 査 嘉 瀬 順 子
主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和3年12月21日（火）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第11号

提案理由の説明

日程第2 議案第1号から議案第7号及び議案第10号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議案第11号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

日程第4 発議案の上程

発議案第8号から発議案第9号

提案理由の説明、質疑

発議案第10号

提案理由の説明、質疑

発議案第8号から発議案第10号

委員会付託省略、討論、採決

日程第5 議員派遣の件

追加日程第1 発議案の上程

発議案第11号

提案理由の説明、質疑

発議案第12号

提案理由の説明、質疑

発議案第11号から発議案第12号

委員会付託省略、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第11号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、令和3年度八街市一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本議会で提案いたしました令和3年度八街市一般会計補正予算（第8号）において、子育て世帯へ対象児童1人当たり5万円を支給するために、1回目の臨時特別給付金事業費及び事務費を計上し、議決いただいたところでございますが、今回、追加提案いたしました補正予算は、2回目の臨時特別給付金を現金で子育て世帯へ早急に支給する必要があるため、追加で提案するものでございます。

それでは、議案第11号、令和3年度八街市一般会計補正予算(第9号)について、ご説明いたします。

この補正予算は、既定の予算に4億996万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を245億6千894万3千円とするものでございます。歳入につきましては国庫支出金を、歳出につきましては民生費を、それぞれ増額するものでございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

ただいま上程されました議案第11号に対する質疑、討論、採決は本日の日程第3で行います。

日程第2、議案第1号から議案第7号及び議案第10号を一括議題といたします。

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審査に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

それでは常任委員長の報告を求めます。

最初に、石井孝昭総務常任委員長。

○石井孝昭君

それでは、総務常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る12月13日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりでありますけれども、審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第1号は、八街市行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

これは、社会経済環境の変化に鑑み、組織機構及び各種制度の改正に対応した組織とするため、八街市の組織体制の見直しを行うものです。

審査の過程において委員から、「組織機構の見直しについて、各部の人員配置は」という質疑に対して、「総務部には市民部から市民協働推進課を移行し、協働のノウハウを全庁に発信します。市民部は現行の市民課、国保年金課に、そして総務部から課税課と納税課を組み入れ、窓口サービスの向上を目指します。新設する福祉部には、社会福祉課、障がい福祉課と高齢者福祉課が配置されます。これにより、きめ細かな福祉サービスの提供を目指します。もう一つ新設する健康子ども部には、子育て支援課と健康増進課を組み入れます。市民の子育て支援の1つとして、幼稚園、保育園の入園窓口の一本化を目指します。建設部は、都市計画課と都市整備課を統合し、都市計画課といたします。都市関係の施設を一元的に管理します。経済環境部については、大きな変更はありません。また、今回の条例外の組織見直しでは、教育委員会内に教育部を置きます」という答弁がありました。

次に、「今回の見直しにより、職員定数の減についての考えは」という質疑に対して、「全体の職員数は基本的には現状を維持しつつ、必要なところには増員を行っていきます。また、現在、専門職の職員が不足しているため、積極的に採用して配置していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「窓口業務にあたる市民部だけではなく、全庁舎内の職員全体に対して、接遇と市民目線での対応が重要になる。今回の組織体制の見直しにより、新しい組織体制になる上で、執行部はどう市民に対応していくのかを具体的に考え、協議していくことが必要である。窓口や電話での市民への対応についての市のお考えは」という質疑に対して、「組織として肝に銘じ、職員研修等で職員の十分な理解と考え方の向上を図ります」という答弁がありました。

次に、「システム管理課内に新設されるデジタル推進室は、今後の八街市のデジタルトランスフォーメーションに対してどのようなビジョンを持っているのか」という質疑に対して、「現在のところ、市としてデジタルトランスフォーメーションに関する基本方針はまだ出来上がっていません。デジタル推進室が出来上がった上で、市の基本方針が決まってくるものと考えています。現在、全職員に現在の業務の中での課題や将来の市の理想像についてのアンケート調査を行っています。その結果をまとめ、方針策定の参考にしていければと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く歳出2款総務費、4款衛生費の内1項7目8款消防費、第3表債務負担行為補正1追加の内(12)から(22)、(56)(57)、第4表地方債補正1変更についてでございます。

審査の過程において委員から、「歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として、国からの予算を計上している。八街市の3回目のワクチン接種の前倒しについての対応策は」という質疑に対して、「今現在、3回目の接種は2回目の接種から8か月がたった方が対象となっています。前倒しについては国等で議論されているところであり、はっきりとした方針は示されていません。当市においては、12月から、もっと早く接種が開始された医療従事者等への3回目の接種券の発送を開始したところです。また、高齢者については初回接種、2回目接種の予約状況が混乱したため、原則8か月を崩さずに、3回目の接種については接種する日時を指定した形での対応をしていきます。もし3回目接種が前倒しになった場合、まずは高齢者施設など、より早く接種された方への接種を、その期間に合わせた形で前倒ししていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、市債について、「市営住宅整備事業が200万円の減となっているが、交進住宅や朝陽住宅などの団地の整備をしなくていいのか、疑問を感じる。一昨年の台風で被災した朝陽住宅の屋根の上にはいまだに土のう袋が乗っている。担当課への聞き取りでは、瓦がないためということであったが、家賃を取って入居しているのに、こういった対応はおかしい。入居者が困らないように整備してもらいたいが、どう考えるのか」という質疑に対して、「今回減額した市債は、公営住宅の長寿命化計画に基づいて行っている九十九団地と長谷団地の改修の実施計画に伴う入札差金として、減額が生じたものです。それ以外の団地については、長寿命化計画の中では、朝陽団地については現状のまま、それ以外は入居者がいなくなった段階で徐々に廃止していく方向になっています。なお、現在、住まわれている方に支障が生じる場合には、全面的な改修は難しいですが、日常的な修繕での対応を考えています」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、「市政執行30周年の記念事業について、新たな予算は検討されているのか」という質疑に対して、「市政30周年記念の事業の方針としては、市の既存の主催事業、企画事業などに冠をつけて実施することを考えています。新たな企画事業としては今年度、記念誌として「郷土資料館の古写真に見る八街の歴史」の発行や、定住移住促進事業として、八街市のPR冊子の作成を実施しているところでございます。今後、各課と調査、調整をして、来年度に実施する企画事業について確定していきます」という答弁がありました。

次に、「市政30周年記念事業について、事業費の見込みは」という質疑に対して、「改めて市政30周年記念事業としての事業費は考えておらず、個々で行う事業や、広報、ホームページ、SNSなどによりPRや啓発を行っていききたいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費の内1項7目では、「上水道事業営業対策補助金の増額について、給水原価の確定によるものとの説明だが、補助金の増額ということは水の原価が上がったということなのか」という質疑に対して、「基準給水原価が下がったということになります」という答弁がありました。

次に、債務負担行為補正について、「広報やちまたの新聞折り込み業務についての説明があったが、広報の全戸配布の取組は」という質疑に対して、「全戸配布については予算の問題、配布する人員の確保、単価の調整等、難しいところがあり、令和4年度当初からは難しいと考えていますが、早ければ令和4年10月、遅くとも令和5年4月から実施できればと考えています」という答弁がありました。

次に、地方債補正について、「道路改良事業の中身は」という質疑に対して、「歳入の中で交付金が減額になったことに伴い、その分の充当財源の組替えを行ったことによる地方債の増額です」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「この補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として国からの補助金3億5千万円が計上されており、市民の命、健康を守る大切な予算となっています。その点では大いに賛成するものでございます。

一方で、本議会の初日に、人事院勧告に基づき、市職員の給与等に関する条例等の一部改正が採択され、人件費の減額補正が計上されました。期末手当を職員平均5万2千円、総額3千300万円を削減するものです。一昨年の台風災害対策と復興、そして新型コロナと、連続的な災害級レベルの対応に全庁一丸となり懸命に働き続けている職員に対し、昨年に続き2年連続で一時金を減額することは、到底容認することはできません。職員の生活水準を一層引下げ、民間にも影響を与え、消費を冷え込ませ、地域経済を一層落ち込ませることになります。この立場から、この一般会計補正予算に反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、効率的な行政運営を推進していくための市の組織体制の見直しと併せ、個々の職員のマネジメント能力の向上と指揮命令系統の強化を目的として、班長制から係長制へ移行するために所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「今回の係長制への移行にあたり、以前にそれまでの係長制に代わって導入された現行の班長制のメリットはどう検討されたのか」という質疑に対して、「現行の班長制は職員の定数削減の取組、限られた人材の効果的、効率的な活用、業務の平準化、機動力など、柔軟な体制の構築を目的として、平成18年4月に導入されました。具体的には、意思決定の段階を少なくして平らにすることでスピーディーな意思決定ができ、課の業務を効率的に割り振れるというメリットを基に班制に移行しました」という答弁がありました。

次に、「その班制によりチェック体制が失われつつあり、迅速に対応しなければならない問題などにデメリット等が出てきたということだが、再び係長制に戻すことで指揮命令系統が整っていくという説明だった。今、市民からは、市役所に要望に応じてもらえない、迅速に対応してもらえないという声が上がっている。この係長制によって、その点については改善される見込みはあるのか」という質疑に対して、「係長制の効果として、係長としての職責を持たせることでモチベーションの向上につながり、指揮命令系統が明確に整理されることから、責任と権限の所在の明確化に効果があると考えています。係長としての責任から、迅速な対応ができるようになってくるのではないかと考えています」という答弁がありました。

次に、「班長を係長にただけではないのか。係長としての役割をきちんと果たしていくための教育等を職員に行っていくのか」という質疑に対して、「係長制を用いることで、今後、管理監督職のマネジメント能力の向上が必要不可欠になってくると考えます。管理職を目指すステップアップの講座等や、再任用職員等の知識経験を活かした研修といった、職員研修を計画しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、小澤孝延文教福祉常任委員長。

○小澤孝延君

文教福祉常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりですが、審査内容について要約して、ご報告申し上げます。

議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目及び2目、9款教育費、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正1追加の内（23）から（30）及び（58）から（79）についてです。

審査の過程において委員から、「歳出2款総務費の内3項では、マイナンバーカード事務関連の国費は今回の補正を含めて合計で幾らになるのか」という質疑に対して、「平成27年度から令和2年度までのマイナンバーカード関連の国からの補助金は、個人番号カード交付

事業費の補助金として1億147万7千円、そのほかマイナンバーカードシステム改修費として補助金が1千487万5千円です」という答弁がありました。

歳出3款民生費では、「医療扶助適正化等支援業務の委託料が減額補正された内容と理由は」という質疑に対して、「被保護者健康保険管理支援事業については、令和3年1月より必須事業となりました。本市では先行して令和元年度から実施しています。多くの健康課題を抱えていると考えられる被保護者に対しては、経済的自立のみならず、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考えから、福祉事務所が、レセプトデータに基づき、医療扶助の適正化とともに、被保護者の生活習慣病の発症予防、重症化予防等を推進していくことから、データ分析における特許を持つ業者と随意契約を行ってまいりました。これが令和3年1月から必須事業となり、他の事業者も参入してきているということから、前年度まで実施していたものと同様の分析ができる業者を募り、本年度は一般競争入札を行った結果、契約額50万6千円で契約を締結しました」という答弁がありました。

次に、「それまでの随意契約と今回の一般競争入札の金額の差が大きいが、令和元年度に随意契約を行った経緯は」という質疑に対して、「平成30年度の生活保護法の改正に伴い、国から、レセプトデータの分析と、それに基づき、加入者の健康増進のためにデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取組を各自治体に求めるとしております。このデータヘルス計画の基となる分析は、被保護者の疾患状況、受診状況、医療費や調剤等の状況を把握し、健康課題を明確にすることで、効果的かつ効率的な保険事業を実施できる内容が必要です。データヘルス計画の趣旨に基づき、その目的を達成するにはレセプトデータの活用が必須であり、特許技術を使用することで、より高い精度での分析、分類が可能となることから、国が目的の1つとしている疾病の重症化予防として、保健指導につなげることも可能となります。分析、分類だけでなく、保健指導までを見据えたレセプト分析ができるのは特許技術を持つ1社だけであったため、随意契約を締結したところですよ」という答弁がありました。

次に、「障害福祉諸費の返還金の金額が大きい理由は、支援事業が円滑に進まなかったために生じた返還金か」という質疑に対して、「今回、返還金の額が大きくなった理由として、障害児入所給付費等国庫負担金の返還が主なものです。例年、交付申請時に予算どおりに申請を行い、1月に執行状況によって増減を変更交付申請していましたが、令和2年度については、国、県からの通知により、変更交付申請の対象となるものが追加交付のみとされ、減額による変更交付申請が認められなかったことから、当初の交付決定額で歳入となったため、差額の返還額が大きくなりました」という答弁がありました。

次に、「それに伴い、本来市民が受けられるサービスが受けられなかったなどといったことは発生しなかったのか」という質疑に対して、「ありません」という答弁がありました。

次に、「児童手当システム改修業務によるシステムの改修が行われる際に、個人情報はいっかりと守られているのか。また、その対策は」という質疑に対して、「個人情報については、契約の段階で個人情報の取扱いについて協議の上、契約しているので、大丈夫だと考えてい

ます」という答弁がありました。

歳出4款衛生費の内1項1目及び2目では、「健康カルテシステムの改修の内容は」という質疑に対して、「本市では、予防接種台帳に記録するシステムとして、健康カルテシステムを使っています。新型コロナウイルスワクチンも予防接種の1つなので、今回、3回目のワクチン接種の記録をしていくために、そのシステムの改修を行います」という答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの現在の接種率は」という質疑に対して、「11月末現在の接種率で、令和3年4月1日の12歳以上の人口6万3千843人に対して、1回目の接種が終わった方が5万5千338人で、86.7パーセント。2回目の接種が終わった方が5万4千615人で、85.5パーセントです」という答弁がありました。

次に、「一般職職員手当の増額について、最も時間外勤務が多かった職員は何時間程度になるのか」という質疑に対して、「100時間を超える職員がいたのは確かです。人員体制の強化を図っており、労働基準の範囲内に収められるよう対応していきます」という答弁がありました。

次に、9款教育費では、「給食センターの改修工事について、給食センターの老朽化が見られるため、長寿命化を見込んだものなのか」という質疑に対して、「現在、学校給食センター施設整備指針という中長期的な計画を策定中です。今回実施した外壁の改修工事は、この計画には含まれていませんが、今後、必要となるであろう施設の整備については整備方針を明確にして、工事、修繕、備品購入など、優先順位をつけて行っていきます」という答弁がありました。

次に、「社会教育振興費の減額について、規模を縮小して、講演は行わないが、他の部分については変更なしということか」という質疑に対して、「記念講演は中止にし、それ以外の社会教育功労者表彰及び作品発表は行う予定で進めています」という答弁がありました。

次に、「体育施設整備事業費の280万5千円の減額補正の内容は」という質疑に対して、「これは中央グラウンドの外周土留めブロック改修工事実施設計業務に関する減額で、隣接する市道との整備工事に関連しており、実施設計業務を当初は民間委託する予定でしたが、関係各課との協議を重ねた結果、実施設計書を職員が作成できることが確認できたため、委託をせず、減額補正をするものです」という答弁がありました。

次に、債務負担行為では、「小・中学校、幼稚園飲料水水質検査手数料に関連して、どのぐらいの頻度で、どのような内容で行われるのか」という質疑に対して、「井戸水については11項目を11回、5か所で行っています。原水についても11項目を1回、6か所で行っています。また、51項目あるところについても5か所、水道水については11項目を1回、11か所で行っています」という答弁がありました。

次に、「保育園人材派遣業務について、何人の人材派遣を予定しているのか」という質疑に対して、「昨年同様、保育士が9名、看護師が3名を予定しています」という答弁がありました。

次に、「学校給食残渣処理業務について、昨年と比較した処理費の状況は」という質疑に対して、「昨年の設定した段階では食品残渣の処理単価が1キログラム当たり22円、重量は5万9千573キログラムで見込んでいましたが、今回の食品残渣の処理単価は1キログラム当たり33円と、11円の上昇となり、処分の見込量は6万4千400キログラムということで、4.8トンの増を見込んでいます。昨年に比べ、残渣量が増加傾向にあることから、処分費についても上昇を見込んでいるところです。また、昨年の残渣率は15.5パーセント、今年度の4月から11月の残渣率は16.8パーセントと、上昇傾向にあり、この実績を踏まえて増額としています」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「第2款総務費、社会保障・税番号制度関連事務費66万円の増額について、反対します。個人番号、社会保障・税番号制度関連事務費はプリンターの購入費ということで、マイナンバー制度は2016年1月から始まりましたが、国民は制度の利便性を感じておらず、個人情報漏えいやカードの紛失等の不安から、マイナンバーカードの取得率は伸び悩んでいます。しかし、昨年、マイナポイントの付与などによって、全国的にも取得者が増えました。八街市でも取得者は増えていますが、それでも取得率は約40パーセントです。ポイント付与などのお金関連で個人情報の提供をさせるというやり方は市民の利益に役立つのか、本当に疑問です。市民に紛失等の危険性を十分に周知すること、あわせて、今からでも国に対して制度の中止を求めるよう要望して、反対討論とします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「歳入の特定保健指導推進事業費補助金176万円について、歳出の特定健康診査等事業費で財源の組替えを行っているが、国からの補助に対しての用途は、従来の事業費に該当して組替えをして問題ないのか」という質疑に対して、「この補助金は、国の令和2年度から繰越金分を充てるものです。特定保健指導推進事業費補助金ということで、国の基準に基づいて交付され、特定保健指導の実施勸奨事業、啓発事業に対して充てるものなので、1件当たり2千円の補助採択を受けられたことにより充当するものです」という答弁がありました。

次に、「一般被保険者高額療養費負担金の増額の理由は」という質疑に対して、「昨年度の同時期と比較して著しい伸びを示していること、また上半期の執行率から予算額が不足することを見込み、補正したものです。3月から8月までの審査分の上半期におけるレセプトの枚数が3千401枚であり、前年度比で一月当たり8.8枚、約1.58パーセントの増加を示しています。また、3月から8月までの審査分の上半期におけるレセプト1件当たり的高額療養費が11万5千867円で、前年度比7.9パーセントの増加を示しています。また、国保のデータベースから抽出した高額医療費レセプトの最高額が1件当たり1千408万円と高額な案件があり、令和2年度の最高額より642万円も高額な事例が発生しており、これらのことから高額療養費が伸びていると考えております」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員より、「おむつ支給業務の内容として、どのような形態で委託運営され、どのぐらいの事業所があるのか」という質疑に対して、「おむつ支給業務の対象となるのは在宅で常におむつを使用している65歳以上の市民です。介護保険の要介護4あるいは5の認定を受けた方、あるいは認知症の診断を受けた方等で、排せつ行為において全て介助を必要とする方、これらのいずれかに当てはまる方で、市民税本人非課税の方が対象です。市民税非課税世帯は月額6千円を上限として、市民税課税世帯（本人非課税）に対しては月額5千円を上限として、おむつを支給しています。支給の方法は、委託事業者か、配付したおむつのカタログを利用者がご覧になり、上限額の範囲の中でおむつを注文すると、委託事業者からおむつが配達されます。委託事業者に対しては、市がおむつの種類によってお金を払う流れになります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決されました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、山田雅士経済建設常任委員長。

○山田雅士君

経済建設常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る12月15日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりですが、審査の内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、令和3年度に千葉県において道路占用料の改正があったことに鑑み、これに合わせ、八街市においても均衡と適正化を図るものです。

審査の過程において委員から、「今回の改正による年間の増収の見込みは」という質疑に対して、「約1千500万円の1パーセント、約15万円を見込みます」という答弁がありました。

次に、「免除の対象となる事例はあるのか」という質疑に対して、「近年、新たな免除申請はないと思います」という答弁がありました。

次に、「近隣と比較すると単価はどうか」という質疑に対して、「第1種電柱で比較しますと、八街市は今回660円に変更しますが、富里市は平成28年に施行して以来、変更されていないので610円、佐倉市も平成28年施行で610円、山武市が平成27年施行で360円、東金市が平成10年施行で870円という状況です」という答弁がありました。

次に、「千葉県の施行が令和3年4月1日で、本市の施行が1年遅れになる理由は」という質疑に対して、「本市としては同一地区で県道や市道での均衡を保つため、県の占用料の公表後に県の改正単価を基に今回改正したものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第3表債務負担行為補正1追加の内(31)から(55)についてです。

審査の過程において委員から、「歳出4款衛生費では、八富成田斎場運営費について、前年度と今年度での金額の差異の原因は」という質疑に対して、「斎場の空調設備改修の工事費がかなり高額だったためです」という答弁がありました。

歳出7款土木費では、「住宅施設整備事業費の市営住宅改修工事実施設計は、どこの市営住宅が対象か」という質疑に対して、「2か所あり、九十九路団地の2-1号棟、長谷団地の5号棟が対象になります」という答弁がありました。

次に、債務負担行為において、「市営住宅消火器の賃借について、対象となる消火器の設置場所及びその数は」という質疑に対して、「消火器の設置してある場所は各階ごとで、九十九路団地が合計52本、長谷団地が65本、合計117本です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決とされました。

議案第6号は、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「マンホールポンプ緊急通報装置保守業務について、このマンホールはどこにあり、緊急通報はどのように作動し、通報される先はどこになるのか」という質疑に対して、「本市の下水道事業におけるマンホールポンプは9か所あり、そのうち3か所分について新しい通報装置が設置されており、停電や、何か詰まってポンプが停止したり、故障したりといったことについて、マンホールポンプに設置されたスマホのような機能を持つ制御盤から、委託業者と下水道課及び担当職員にメールで配信されるようになっています。この3か所は、八街バイパスの西光明坊地先に1か所、六区1号線との交差点に1か所、大木地先の住宅地の奥にある1か所で、緊急通報装置のついたマンホールポンプが設置されています。あとの6か所は古い装置がついており、NTTの電話回線がつながっており、故障や、止まってしまった場合には、電話での音声通知が管理業者に行くようになっています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり決定としました。

以上、経済建設常任委員会に付託された案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第1号から議案第7号及び議案第10号の討論通告受付のため、しばらく休憩いたしますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時58分）

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第3号に対し、丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

丸山わき子議員の議案第3号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてに対する反対討論を行います。

議案第3号の一般会計補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として、国からの負担金、補助金3億5千万円が計上されています。これは市民の安心と命、健康を守るためのものであり、希望する市民への前倒しでの接種ができるよう取組を求め、賛成するものであります。

しかし、一方で、個人番号関連事務用備品購入費が計上されています。この間、マイナンバーカードへの関連経費を1億6千万円投入し、普及を図ってきましたが、普及率は37.6パーセントにとどまっています。マイナンバー制度への市民の不安や不信感が根強くあります。国は、マイナンバーカードを全国民が2022年度までに取得することを目標としています。保険証や運転免許証とひもづけし、さらにマイナンバー制度の仕組みを拡大しようとしています。現在の社会保障、税、災害対策の3分野から、利用をほかの分野にも広げ、マイナンバーそのものを利用しなくても、国民の所得や資産、医療、教育など、行政事務全

般で情報連携できるようにしようとしているわけです。個人情報膨大なデータを政府に集中させ、所得、資産、社会保障給付を把握して、国民への徴税強化、給付削減を進めようとするもので、重大なプライバシー侵害にもつながるものであり、マイナンバー制度の廃止を国に求めるべきです。

いま一つの反対理由は、人事院勧告に基づき、市職員の期末手当の減額補正が計上されていることです。期末手当を職員平均5万2千円、総額3千300万円を削減するというものです。一昨年の台風災害対策、復興、そして新型コロナと、連続的な災害級レベルの対応に全庁一丸となり懸命に働き続けている職員に対し、昨年に続き2年連続で一時金を減額することは、到底容認することはできません。職員の生活水準を一層引下げ、民間にも影響を与え、消費を冷え込ませ、地域経済を一層落ち込ませることになります。

この立場から反対するものであります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

最初に、議案第1号、八街市行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第11号についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第11号に対する質疑を行います。1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数制限は設けません。

それでは、質疑はありませんか。

○丸山わき子君

若干お伺いいたします。

まず、議案第11号の補正予算につきまして、子育て世帯への特別給付金についての計上でございますけれども、まず市長にお伺いいたします。政府の支給方法が定まらず、自治体の取組に負担を強いる、こういったやり方は大変問題だというふうに思うわけなんです。私はきちんと政府に対して厳しく意見するべきではないかというふうに思いますが、その辺について、市長のお考えをお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

今回の給付金につきましては、今、議員からお話ございましたように、方針というものがかなり二転三転したということで、私どもはその対応に大変苦勞したというのが実情でございます。今後こういったことがないように、国の姿勢につきましては、何かのときに、こういったことがないようにということは当然、市の考え方として述べていきたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

市長会という全国組織、大きな組織があるわけですから、それぞれの自治体の職員が翻弄されるような、こうしたやり方は絶対にならないと、こういったことできちんと意見を述べていただきたいと思います。市長、その辺について、もう一度お願いいたします。

○市長（北村新司君）

今回の件につきましては、国が3件、現金一括で10万円、あるいは現金で5万円、5万円、あるいは現金プラスクーポン券ということで、それぞれの自治体で選択してくださいというご提示がございました。その中で八街市は5万円、5万円ということで今回、追加議案として提案したところでございます。市民の多くが現金を望んでいるというようなことを含んだ中での判断でございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

なお、いろいろな今の丸山議員のご指摘につきましては、市長会の中で議論してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

多くの自治体で、一括で支給するところもあるわけですが、後でまたお伺いしたいと思っておりますけれども、一括で支給できない自治体の住民からは、何でやらないんだ、何で一括にしないんだと、そういった混乱を招くような結果になっちゃうわけなんです。ですから、きちんと国に対して、一貫した方針で10万円が給付できる、そういう体制をきちんと国がつからなきゃいけない。ですから私は、市民にも混乱をもたらす、そういう結果になるわけですから、

そういう点ではきちんと国に対して意見を言わなければならないんじゃないかと思います。検討していくのではなくて、きちんと意見を言うべきだというふうに思います。

12月24日に第1回目の給付をする、2回目は1月の早い時期ということなんですが、なぜ八街は1回で給付できないのか、その辺についての理由をお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

当初この給付金につきましては年内に現金で5万円、それから来春にクーポン券で5万円を支給するとされておりましたことから、本議会の初日に先行支給分にかかります経費につきましては補正予算として提案させていただいて、即日、議決いただいたところでございます。

その後、先行分の5万円につきましては12月24日に支給できますように準備を進めていた中で、クーポン券では経費もかかりますし、準備の手間もかかる、現金給付すべきだという議論が、国において、その後、交わされるようになりまして、なかなか方針が明確にされない中で、最終的にクーポン券を使わずに現金で全額支給することも無条件で認めるといった、そういった指針が出されたのが12月15日だったというふうに記憶しております。

本市におきましては、給付対象者に12月14日に給付金のお知らせの通知を発送したところでございまして、なかなかこのタイミングで年内一括給付を容認するといったような指針を国の方で示されましても、これまでの間、制度内容がはっきりなかなか見えない中で国の姿勢が二転三転していたことから、正式な指針があった上で対応を判断したいということで、本日、補正予算を提案させていただいたということでございます。

○丸山わき子君

国の対応の悪さ、これで本当に市の職員が翻弄された、そういう大変な状況は分かります。しかし、受け取る側に見れば、ほかの自治体は10万円なんだ、何で八街は5万円なのかと、大変な不信感がもう既にあるわけですね。

支給通知に一体どのぐらいの経費がかかったのか、それから1回の銀行での振込み、金融機関での振込みに一体どのぐらいかかったのか、その辺について、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

今回これらにかかります経費として計上させていただきました中で、通信運搬費等々で見込んでおりますのは約36万円程度。それから、口座に振り込むのにかかる経費につきまして、1件当たり100円を経費として考えております。

○丸山わき子君

1件当たり100円ということのようなんですけれども、それを2回やるわけですよ。国の方からお金が出るからいいわけなんですけれども、そういった無駄なことはしないで、1回で振り込む対応が十分できるんじゃないか。何でわざわざこうやって2回に分けなきゃいけないのか。

振込みの通知は前回こういうふうに出したけれども、しかし2回で振り込みますので、若干、日数が遅れます、それぐらいの通知は出せるんじゃないか、このぐらいのお知らせの手数料なら。

もう少し住民の立場に立った対応、対策が取れるんじゃないかというふうに思いますが、その辺の検討は十分されたのかどうか。私は2回に分けなければならない理由がどうしてもつかめないんですが、その辺はどうでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

先に決定しておりました5万円と合わせて10万円分を一括給付ということになってきますと、今回の補正予算の方でも計上させていただきましたが、そこに新たなシステム改修という作業も加わってまいります。今予定しております24日の支給を若干遅らせて、例えば12月27日あるいは28日に遅らせて一括給付ということも考えたんですけども、いかにせん、これから年末年始の休みに入ってしまうということもございますし、今回の支給にあたりまして、ぎりぎりになって、万が一、不具合が生じた場合の対応等が非常に難しいのではないということもありまして、本市におきましては、まず12月24日に先行分の5万円を支給させていただいて、残りの5万円については年明け、1月のできるだけ早い時期に支給できるよう、準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○丸山わき子君

給付を受ける側の立場、市民の立場に立ったら、こういうやり方が果たしていいのか、大変私は疑問を感じるところであります。2回にすれば、それなりに職員の皆さんが大変な状況になることは重々分かっておりますけれども、やはり今ここで誰のための給付金なのかということをもっと考えて対応しなければならないのかなというふうに思います。そういう点では、2回に分けるとということ自体、私はいかがなものかというふうに思います。

それから、申請が必要な方に対して、申請が提出されて、その後に事務処理をして速やかに支給しますということのようなんですけれども、申請の提出というのはいつまで受け付けるんですか。その辺についてはどうなんでしょう。

○市民部長（吉田正明君）

申請が必要な方となりますと高校生、それに準じる児童、それから新生児等々ということになってくるかと思っておりますけれども、新生児の方が対象となるのは来年3月31日までということになっておりますので、それまでの間は間違いなく申請の受付の方を行うということになっております。ただ、31日に生まれた方がその日に申請できるということはまずあり得ませんので、当然、年度をまたがってくることになろうかと思っておりますが、その辺の細かいところの運用というのがまだ県の方から来ておりませんので、その辺は今後、県の細かい指針を待って、それに準じて対応してまいりたいと考えています。

○丸山わき子君

徹底できないことも十分検討して、期限いっぱい、きちんと対応できるように、3月31日ですね、対応できるような取組にしていっていただきたいと思います。

それから、補正予算書の中の9ページには、事業費について、計上されているわけなんですけれども、超過勤務手当で職員手当160万9千円とあるわけなんですけれども、どのぐらいの

超過勤務を予定しているのか、職員はどのぐらいの人数で、何時間ぐらいの超過勤務を予定しているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

この手当に対応する班の職員が今現在8名おります。8人全体で、今回の補正の方で計上させていただきましたのは、概ね月当たり30時間の時間外の3か月分を計上させていただきました。

○丸山わき子君

臨時職員を採用して対応することはないということで、超過勤務手当ということになるんですか。

○市民部長（吉田正明君）

臨時職員を新しく頼むということではなくて、今いる班の職員の方が時間外勤務で対応するというものでございます。

○丸山わき子君

年度末の大変なときに、果たして超過勤務手当で対応してどうなのかなと。やはり臨時職員をきちんと配置して年度末を切り抜けていかなきゃならないんじゃないかと私は思いますけれども、その辺についてはどのように検討されたのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

臨時でどこかに頼んで誰かを派遣してもらおうということになってきますと、その辺の契約等々で時間もかかってまいりますので、ある程度迅速な対応が必要だということで、この手当に関しましては、現行の市職員の方で対応するというので今回、時間外の勤務手当の方を計上させていただきました。

○丸山わき子君

職員の皆さんの健康、また年度末の慌ただしい中でのこういった取組になるわけなので、できれば臨時採用ということも検討いただきたいなというふうに思います。

次に、最後ですけれども、システム改修。先ほどもちょっと答弁の中でシステム改修の件が出ておりましたけれども、ここで改めてシステム改修というのが出てきたというのは一体どうということなのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

今回の給付金の支給にあたりましては、先行して決定している5万円分の申請は来年3月31日までが対象になりますので、それを受け付けながらということになります。それと並行しまして、後発の5万円の給付を開始するためのシステムの改修がどうしても必要になってくるので、今回その辺の改修費を計上させていただきました。

○丸山わき子君

1回目の給付と全く同じ方々にお支払いするわけですから、なぜ改めてシステム改修が必要になってくるんですか。

○市民部長（吉田正明君）

どうしてもと言われますと、ちょっと私もシステムの方は細かく理解していなくて申し訳ないんですが、いずれにしましても支給にあたって、先行分と後発分を受け付けるということに対してどうしてもシステム改修が生じるということで、今のシステムを使っている会社の方から話を聞いておりますので、今回、改修費の方を計上させていただきました。

○丸山わき子君

さっきの国保の問題でも、システムの不具合からいろいろな問題があったというようなことがあるわけですが、今回のシステム改修費というのは、もう少し説明いただけないでしょうか。何のために改修しなきゃいけないのか。1回目をお支払いしました、2回目のために、なぜこの改修費が必要になってくるのか。

○市民部長（吉田正明君）

あくまでも支給者は同じということになるかと思うんですが、1回目の支給と、今回の八街市の場合は2回に分割して支給するということになりますので、どうしても1回目の支給とは別に、2回目の支給にあたっての改修が必要にどうしてもなってしまうと。明確な答弁ができなくて大変申し訳ないんですが、一応そのような形で伺っておりますので、今回の改修費の方を計上させていただいたというところでございます。

○丸山わき子君

どうも理解できないんですけれども。国の方から、こういったシステム改修が求められているのか。八街市では今までの、第1回目のシステムを活用できないのか、十分検討されているのか、その辺はどうでしょう。

○市民部長（吉田正明君）

国の方の指針というのは、この間、出たばかりです。5万円、5万円で行くのか、それとも一括の10万円か、5万円プラスクーポン券の3つの指針が示されておりますので、システム改修について、具体的にどうこうというのは国の方からは来ておりません。あくまでも市の方の支給に合わせまして、今、市の方で使っているシステムで今回の支給に合わせて改修がどうしても必要になってまいりますので、必要となる改修費用の方を計上させていただいているところでございます。

○丸山わき子君

システム改修費に関しましてはちょっと不可解ではございますが、以上で質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

議案第11号について、討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第11号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第11号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議案の上程を行います。

お諮りします。

発議案第8号から発議案第10号を一括議題とし、提案理由の説明の後、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

発議案第8号から発議案第9号の提案理由の説明を求めます。

○石井孝昭君

それでは、発議案第8号について、ご説明いたします。

発議案第8号、八街市議会基本条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月21日提出、八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭、賛成者、八街市議会議員、木内文雄議員、同じく丸山わき子議員、山口孝弘議員、林修三議員、小澤孝延議員、小川喜敬議員、新見準議員、同じく栗林澄恵議員でございます。

八街市議会基本条例の上程に際して、思いの一端を述べさせていただきます。

今、八街市議会が大きく変わろうとしています。2006年、全国で初めて北海道栗山町議会にて議会基本条例が制定されました。その後、全国に伝播し、自治体議会改革フォーラムの調査では、2020年7月1日現在、全国888自治体議会が制定、またNPO法人公共政策研究所の調査では、2021年4月1日現在、898自治体議会が議会基本条例を制定しています。全国1千788自治体議会の中で、制定率は50.2パーセントに達しました。

二元代表制の一翼を担う議会は、多様な民意を反映すると言われていています。一方で、市行政執行部は多様な民意を統合すると言われていています。

議会が保有する3つの機能として、1つ目は自治体の意思を最終的に決定する団体意思決定機能。2つ目は、組長の行政執行を監視する行政監視機能。3つ目は、議員提案条例の制定

等により政策を立案する政策立法機能であります。議会基本条例を制定することにより、市民からの様々なご意見の中に市政に潜在している政策アジェンダを吸い上げることにより、市民が議員、議会への関心、期待を寄せる1つのきっかけづくりになるのではないかと考えられます。

しかしながら、議会には執行権や予算編成権などの権能は与えられておりません。予算については修正権のみであります。これらの権能がないため、直接の事業に対する予算案は執行部に依頼するなど、提案権しかないのが現状であります。このことにより、議会基本条例の限界を指摘する識者もおります。議会基本条例がどのような意義を持ち、その価値を見出しつつ一定の評価をしていく、また議会基本条例が持っている可能性に期待をしながら、その限界点を探りつつ、八街市議会は前に進もうとしています。

この八街市議会基本条例の上程にあたり、議会改革特別委員会の委員の皆様をはじめとする議員全員の皆様には大変なご尽力を頂戴いたしました。また、歴代の議会改革に携わられた議員の皆様、OB議員の皆様にも心から敬意を表したいと思います。

それでは、本条例を制定するに至った経緯の詳細から、ご説明を申し上げます。

八街市議会では、これまで議会の活性化に資するため、様々な取組を行ってきたところでございます。議会基本条例の制定に関しては、平成26年2月に議会改革特別委員会の前身であります議会改革検討協議会において、議会改革に係る調査研究課題としてスタートしています。議会改革の先進地視察、また講師をお招きしての研究会等を経て、議会の在り方についての方針を示し、議員自らが自覚するためにも基本条例を制定すべきという方向性が導き出され、平成30年10月には基本条例策定のスケジュールが示されました。さらに、議会運営委員会の諮問機関としての協議会ではなく、基本条例の策定にあたっては特別委員会を設置し、活動を行うことを決定いたしました。平成30年12月定例会において、基本条例の制定に向けた調査研究などを行うため、議会改革特別委員会が設置されました。

令和元年9月に、市議会議員選挙での改選を挟みましたが、特別委員会において、基本条例の制定に向けて20回、同小委員会においては20回、約46時間にわたり協議いたしました。さらに、全員協議会において適宜報告を行い、全議員との合意形成を図りながら、条文に盛り込む内容の洗い出しなどに議論を尽くしてまいりました。

条例が調った後にはパブリックコメントを行い、市民の皆様からは6名、31件のご意見を頂戴し、真摯に向き合いました。追記修正、今日の条例案の提出となりました。

次に、条例案の概要についてでございますが、本条例は前文から始まり、全32条で構成されております。条文作成の過程で多くの議論を重ねた部分を中心に、ご説明申し上げます。

まずは、本条例の顔である前文では、八街市の歴史や特徴をはじめ、議会として自らが果たす役割や責任を認識し、市民の福祉の増進のために公平性と透明性をもって市民に開かれた議会を目指し、信頼される議会を形成していく決意を述べています。

第3条では、議会は市民に対し、市政の状況や課題を積極的に公開するとともに、分かりやすく開かれた議会運営を目指すことを定めています。

第8条では、市政における重要案件に対し、臨時会の活用について、積極的に配慮するものとしております。

第10条では、市民との意見交換の場として、議会活動の状況報告や市政に関する情報提供をするとともに、市民の関心事や意見等を直接お聞きする議会報告会の開催を規定しております。

第13条では、請願または陳情は市民による政策提言及び提案と位置づけ、委員会等において請願者や陳情者が自ら請願内容、陳情内容を説明できる機会を確保することを規定しています。

第15条では、議会の議決すべき事件に関して、追加指定する議決事件は根拠を明確にした上で条例で定めると規定しております。

第19条では、議会の会議は討議の場との認識から、議員間の自由討議をすることを重視した運営に努めることを規定しております。

第20条では、委員会の持つ専門性と特性を活かして、市政の諸課題に適切に対応する運営方針に努め、公平性や透明性をもった丁寧で分かりやすい議論を行うこととし、必要に応じて参考人制度や公聴会を活用することを規定しております。

第27条では、市民からの議会に対する要望や意見等に対して真摯に向き合い、不断の努力をもって継続的に議会改革に取り組むことを規定しております。

第31条では、基本条例は議会活動の根本となるものとし、実質的に議会の最高規範であり、本条例の趣旨を尊重し、制定、運用しなければならないと規定しております。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

市民に開かれた議会、言葉を変えると可視化された議会を構築していく中で、議会の活性化がさらに図られ、この条例が八街市民の福祉の増進に大きくつながって、さらに八街市政発展に貢献していくことを期待しながら、ここに八街市議会基本条例を上程させていただきます。

以上で、発議案第8号の説明とさせていただきます。ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

続けて、次に発議案第9号について、ご説明いたします。

発議案第9号、八街市市制に係る重要な計画の議決等に関する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月21日提出、八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭、賛成者、八街市議会議員、木内文雄議員、同じく丸山わき子議員、同じく山口孝弘議員、同じく林修三議員、同じく小澤孝延議員、同じく小川喜敬議員、同じく新見準議員、同じく栗林澄恵議員でございます。

朗読を省略させていただき、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、発議案第8号で提出いたしました、八街市議会基本条例第15条において規定し

ようとする議決事件の拡大についてで、議決すべき事件に関して、条例で定めるものがございます。

市政に係る重要な計画の策定、変更または廃止について、議会が議決し、または市長その他の執行機関が議会への報告に努めることにより、議会及び執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、透明性の高い市政を推進することを目的としております。

議決すべき計画としては、基本構想及び基本計画を市政に係る重要な計画と定義し、これについては議会の議決を経なければならない、ただし軽易な内容の変更についてはこの限りではないと規定しようとするものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、発議案第9号の説明とさせていただきます。ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木広美君）

これから質疑を行います。

発議案第8号から発議案第9号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、発議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○山口孝弘君

それでは、発議案第10号について、説明いたします。

八街市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月21日提出、八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、山口孝弘、賛成者、八街市議会議員、丸山わき子議員、同じく加藤弘議員、同じく小高良則議員、同じく桜田秀雄議員、同じく木村利晴議員、同じく角麻子議員、同じく山田雅士議員、同じく木内文雄議員。

朗読を省略させていただき、提案理由の説明をさせていただきます。

改正内容は、主に2点になります。

1点目は、「交付の対象」の定義についての改正であります。

改正前の条例では、会派の定義に1人の場合も含んでおりますが、発議案第8号で上程されました基本条例により、「会派」とは複数人とされますので、「会派とは2人以上のものに限る」ものと、「無会派議員」とに改めるものでございます。

2点目は、定義された「無会派議員」に対しての年度当初の交付、「無会派議員」が年度途中で「会派」に所属した場合の返還、及び「会派」から離脱して無会派議員となったときの

交付について、規定しようとするものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で、発議案第10号の説明とさせていただきます。ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

これから質疑を行います。

発議案第10号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に、発議案第8号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、発議案第8号の討論を終了いたします。

次に、発議案第9号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第9号の討論を終了いたします。

次に、発議案第10号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第10号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第8号、八街市議会基本条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第9号、八街市市制に係る重要な計画の議決等に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第10号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第10号は原案のとおり可決されました。

会議中にはありますが、議事都合のため、10分間休憩といたします。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午前11時54分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま発議案第11号及び発議案第12号が提出されました。

お諮りします。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。発議案第11号及び発議案第12号を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議案の上程を行います。

お諮りします。

発議案第11号及び発議案第12号を一括議題とし、提案理由の説明の後、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

最初に、発議案第11号の提案理由の説明を求めます。

○山口孝弘君

それでは、発議案第11号について、説明いたします。

八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月21日提出、八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、山口孝弘、賛成者、八街市議会議員、丸山わき子議員、同じく加藤弘議員、同じく小高良則議員、同じく桜田秀雄議員、同じく木村利晴議員、同じく角

麻子議員、同じく山田雅士議員、同じく木内文雄議員。

朗読を省略させていただき、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほど原案可決となりました市長提出議案、議案第1号、八街市行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例のうち、八街市行政組織の条例の一部改正を受けまして、常任委員会の所管事項を改正しようとするものでございます。

改編後の市民部については総務常任委員会、福祉部及び健康子ども部については文教福祉常任委員会が所管するものでございます。

附則として、施行期日は令和4年4月1日から施行いたします。

経過措置は、それぞれの改正前の常任委員会の正副委員長及び委員は改正後の委員等となり、改正後の委員等の任期は改正前の委員等の残任期間に相当する期間とします。また、改正前の常任委員会に付託され、審査または調査を継続している事件は、改正後に事件を所管することとなる改正後の常任委員会に付託されたものとしたします。

以上で、発議案第11号の説明とさせていただきます。ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

これから質疑を行います。

発議案第11号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第12号の提案理由の説明を求めます。

○石井孝昭君

それでは、発議案第12号について、説明いたします。

中華人民共和国による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年12月21日提出、八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭、賛成者、八街市議会議員、小川喜敬議員、同じく丸山わき子議員、同じく新見準議員、同じく栗林澄恵議員でございます。

この問題は、付託された総務常任委員会、そして総務常任委員会協議会において協議いたしました。この問題は命の問題、そしてさらには国際人権法の問題ということで、早急に対応すべきという意見集約ができましたので、このたびの意見書提出の運びに至りました。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

中華人民共和国による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）。

新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区において、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が

中国政府によって行われていることに対して、国際社会は深く憂慮しています。

国連の人種差別撤廃委員会は、2018年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続なしに長期にわたって強制収容されて、「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明しています。

こうした中国政府による民族弾圧は、152か国が批准するジェノサイド（民族大量虐殺）条約にも違反する行為であり、新疆ウイグルにとどまらず、チベットや内モンゴル等自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊、人命のみならず人権を侵害する行為に対して、断固として非難と抗議の声を世界中から上げなければなりません。

日本政府は、2021年6月16日の国会で、中国政府による人権侵害への非難決議採決をすることなく、閉会いたしました。

よって、本市議会は、直ちに日本政府として、その実態を調査し、中国政府に対して国際人権法を遵守し、人権侵害を直ちにやめるよう、世界の国とともに抗議を行うよう、要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月、八街市議会議長、鈴木広美。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上で、発議案第12号の説明とさせていただきます。ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

これから質疑を行います。

発議案第12号に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に、発議案第11号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第11号の討論を終了いたします。

次に、発議案第12号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第12号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第11号、八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第12号、中華人民共和国による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、令和4年2月4日に成田市で開催される印旛管内正副議長連絡協議会定例会及び令和4年2月7日に佐倉市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会臨時会に、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和3年12月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。市執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、議会改革特別委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後12時06分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程
議案第11号
提案理由の説明
2. 議案第1号から議案第7号及び議案第10号
委員長報告、質疑、討論、採決
3. 議案第11号
質疑、委員会付託省略、討論、採決
4. 発議案の上程
発議案第8号から発議案第9号
提案理由の説明、質疑
発議案第10号
提案理由の説明、質疑
発議案第8号から発議案第10号
委員会付託省略、討論、採決
5. 発議案の上程
発議案第11号
提案理由の説明、質疑
発議案第12号
提案理由の説明、質疑
発議案第11号から発議案第12号
委員会付託省略、討論、採決
6. 議員派遣の件

.....
議案第11号 令和3年度八街市一般会計補正予算について
.....

発議案第8号 八街市議会基本条例の制定について

発議案第9号 八街市市制に係る重要な計画の議決等に関する条例の制定について

発議案第10号 八街市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

議案第1号 八街市行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第2号 八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

議案第4号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第5号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第6号 令和3年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第7号 令和3年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第10号 八街市一般職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....
発議案第11号 八街市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第12号 中華人民共和国による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権
侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 京 増 藤 江

八街市議会議員 丸 山 わ き 子